

令和8年度渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付要領

令和8年4月1日から適用

本補助金の交付目的、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	市は、企業が取り組む多様な働き方の促進、地域経済の活性化、雇用の創出及び移住定住者の誘引を図るため、本社機能移転又はオフィス設置に要した費用の一部を補助します。
内容	<p>補助金の交付の対象者は、次に掲げる条件の全てを満たす者です。</p> <p>(1) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に規定する特例有限会社であること。</p> <p>(2) オフィスの設置に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に規定する建築基準関係規定に違反しないこと。</p> <p>(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。</p> <p>(4) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を営む者でないこと。</p> <p>(5) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者でないこと。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。</p> <p>(7) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1項に規定する暴力団及び第2項に規定する暴力団員に関係する者でないこと。</p> <p>(8) 法令又は公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。</p> <p>(9) 本要領に基づく補助金により設置したオフィスを政治活動又は宗教活動に利用しようとする者でないこと。</p>

	(10) 本要領に基づく補助金の交付を受けていない者であること。
補助金の種類	次に掲げるいずれかの補助金を交付します。 (1) 本社機能移転型 (2) オフィス進出型
補助対象経費	補助金の対象経費は、別表1に掲げるとおりです。ただし、国、県その他団体から、本要領に関する補助金等を受ける場合は、その金額を減じた額を対象経費とします。
交付金額	補助金の交付金額は、補助対象経費の3分の2の額とし、補助限度額は従事者人数及び内正規雇用者数に応じ、本社機能移転型は別表2、オフィス進出型は別表3に掲げるとおりとします。 上記の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。
誘致重点業種による加算	補助対象者の営む業種が別表4に掲げる業種に該当する場合は、補助金の交付金額に補助限度額の100分の5を乗じた額を加算します。ただし、加算後の金額は補助限度額及び補助対象経費の額を超えないものとします。
予算額	この補助金の事業全体の補助限度額は、予算に定める額とします。限度額に達した時点で受付を終了します。
交付 手 続 等	<p>(1) 本社機能移転型の交付条件は、次のとおりです。</p> <p>ア 渋川市外から渋川市内に本社機能移転をすること。</p> <p>イ 事業完了時に商業登記法（昭和38年法律第125号）第1条の2第1号に規定する登記簿に記録された本店所在地が渋川市内であること。ただし、事業完了日の属する年度の3月31日までに登記が完了しない場合は、渋川市内への本店移転登記に係る申請をしていること。</p> <p>ウ 移転後の本社機能に従事する者が3人以上であり、そのうちの2人以上が主として当該本社機能に従事する正規雇用者であること。ただし、既に渋川市内で事業を営む事業者においては、当該事業の雇用者を維持したまま、本社機能移転に伴い渋川市内に従事する者が3人以上増員し、そのうちの2人以上が主として当該本社機能に従事する正規雇用者であること。</p> <p>エ 本社機能移転が完了した日から5年以上継続して渋川市内で当該本社機能を運営することが誓約できること。</p> <p>【注1】本社機能とは、企業の経営方針に関する意思決定、続経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発又等は人材育成を行う機能をいいます。</p> <p>【注2】実績報告時に、本社機能移転が確認できる資料の添付が必要です。</p>

		<p>(2) オフィス進出型の交付条件は、次のとおりです。</p> <p>ア 渋川市外に事業実態があること。</p> <p>イ 渋川市内に事業実態がなく、初めてオフィスを設置すること。</p> <p>ウ 設置したオフィスに従事する者が1人以上であり、そのうちの1人以上が正規雇用者であること。</p> <p>エ オフィスの設置が完了した日から3年以上継続して渋川市内で当該オフィスを運営することが誓約できること。</p> <p>【注3】 オフィスとは、事業者が開設した事務的な業務を行う事務所をいいます。</p> <p>【注4】 オフィス以外の施設（工場、店舗等）を併設している場合又はオフィスを設置する同一敷地内にオフィス以外の用途で使用する施設を建設する場合は対象外となります。</p>
<p>交付申請の方法、 時期等</p>		<p>事業に着手する5営業日前までに書面の提出又はメールにて申請してください。</p> <p>予算額に達した時点で申請の受付を終了します。</p> <p>渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 計画書（様式第2号） (2) 誓約書（様式第3号） (3) 定款の写し (4) 登記事項証明書 (5) 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書 (6) その他市長が必要と認める書類 <p>【注1】 申請書の押印を省略することが可能です。なお、その場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p> <p>【注2】 借用物件を改修する場合は、物件所有者の同意の確認のため、計画書に物件所有者の押印が必要となります。</p> <p>【注3】 誓約書は、申請者の意思確認のため、押印が必要となります。</p> <p>【注4】 メールにて申請する場合は、押印が必要な書類に押印がされていることが確認できるデータを添付して提出してください。また、押印が必要な書類の原本は、申請後7日以内に提出してください。</p> <p>【注5】 メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注6】 メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内</p>

	<p>に受付確認メールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
<p>交付決定の時期等</p>	<p>申請のあった日から14日以内に交付決定をします。</p> <p>補助金の交付又は不交付を決定したときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により通知します。</p>
<p>変更交付申請の方法、時期等</p>	<p>申請内容又は交付決定の内容に変更があるときは、速やかに渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更交付申請書（様式第5号）に変更する内容を証する書類を添えて、書面の提出又はメールにて提出してください。</p> <p>【注1】メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注2】メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内に受付確認メールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
<p>変更の承認</p>	<p>変更交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その結果を渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号）により通知します。</p>
<p>申請の取下げ</p>	<p>次のいずれかの理由によって申請を取り下げるときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請取下届（様式第7号）を書面の提出又はメールにて提出してください。</p> <p>(1) 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。</p> <p>(2) 事業を中止するとき。</p> <p>(3) その他市長が必要と認めたとき。</p> <p>【注1】メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注2】メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内に受付確認メールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
<p>実績報告の方法、時期等</p>	<p>事業が完了したときは、その日から30日以内又はその日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金事業完了実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、書面の提出又はメールにて提出してください。</p> <p>(1) 報告書（様式第9号）</p> <p>(2) 所在地証明書</p>

	<p>(3) 定款の写し</p> <p>(4) 登記事項証明書(注1)</p> <p>(5) 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書</p> <p>(6) その他市長が必要と認める書類</p> <p>【注1】 本社機能移転型の場合で、事業完了日の属する年度の3月31日までに商業登記法に規定する登記簿に登録された本店所在地の登記変更が完了しない場合は、法務局の受領が確認できる本店移転に係る登記申請書の写しを併せて提出すること。</p> <p>【注2】 メール1通当たりのデータ容量の上限は5MBです。上限を上回った場合、メールが届かない場合があります。</p> <p>【注3】 メールにて申請する場合、受け付けてから2営業日以内に受付確認のメールをお送りします。受付確認メールがない場合は、提出のメールが到達していない可能性がありますので、お問い合わせください。</p>
補助金の額の確定	<p>実績報告があったときは、当該報告書の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金確定通知書(様式第10号)により交付すべき補助金の額を確定します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>交付請求書(様式第11号)を提出し、請求してください。</p> <p>提出された請求書に基づき、請求日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金を他の用途に使用したとき。</p> <p>(3) 本要領、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>(4) 渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更承認通知書(様式第6号)を受けずに業態や経費等を著しく変更したとき。</p> <p>(5) 補助事業等を予定の期間内に完了しなかったとき、又は完了することが不可能若しくは困難であると市長が認めたとき。</p> <p>2 前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により通知します。</p>
	<p>1 次の場合は、指定された期限までに、補助金を返還しなければ</p>

補助金の返還	<p>ばなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額</p> <p>(2) 交付を受けた補助金額が交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額</p> <p>2 前項の規定に該当したときは、渋川市しぶかわ企業進出促進補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の返還を求めます。</p>
申請書等の様式	<ul style="list-style-type: none"> ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請書（様式第1号） ○計画書（様式第2号） ○誓約書（様式第3号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更交付申請書（様式第5号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金変更承認（不承認）通知書（様式第6号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付申請取下届（様式第7号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金実績報告書（様式第8号） ○報告書（様式第9号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金確定通知書（様式第10号） ○交付請求書（様式第11号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金交付決定取消通知書（様式第12号） ○渋川市しぶかわ企業進出促進補助金返還命令書（様式第13号）
その他	<p>補助対象者は、補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え付け、当該補助対象事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。</p>
取扱担当課	<p>渋川市役所商工観光部企業誘致推進室（第二庁舎）</p> <p>電話 0279-25-7248（直通）（内線4894）</p> <p>0279-22-2111（代表）</p> <p>メールアドレス sangyouritti@city.shibukawa.gunma.jp</p>

別表 1

	補助対象経費	具体例
1	土地、建物又は事務所の取得費	購入費、建設費等
2	土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費	保証金、保証委託金、仲介手数料等（礼金及び敷金を除く。）
3	建物又は事務所の改修費	天井、壁、床、屋根、外壁等の改修費
4	設備の工事費	通信、空調、駐車場等の設備工事費
5	備品の購入費	事務机、椅子、棚、パソコン、プリンター等の事務室用品の購入費
6	輸送費	書類等の輸送費、移転作業の委託料等
7	その他の費用	市長が特に必要と認めた費用

備考

- 1 パソコンを購入する場合、購入数は従事者人数を上限とし、補助金額は1台あたり20万円を上限とする。
- 2 プリンターを購入する場合、購入数は1台を上限とし、補助金額は10万円を上限とする。

別表 2（第7条関係）

従事者人数	内正規雇用者数	補助限度額
3人	2人以上	300万円
4人	2人以上	400万円
5人	2人	400万円
	3人以上	500万円
6人	2人	400万円
	3人以上	600万円
7人	2人	400万円
	3人	600万円

	4人以上	700万円
8人	2人	400万円
	3人	600万円
	4人以上	800万円
9人	2人	400万円
	3人	600万円
	4人	800万円
	5人以上	900万円
10人以上	2人	400万円
	3人	600万円
	4人	800万円
	5人以上	1,000万円

別表3（第7条関係）

従事者人数	内正規雇用者数	補助限度額
1人以上 5人以下	1人以上	100万円
6人以上 10人以下	1人以上2人以下	100万円
	3人以上	200万円
11人以上	1人以上2人以下	100万円
	3人以上4人以下	200万円
	5人以上	300万円

別表4（第7条関係）

業種名	大分類	中分類	小分類
クリエイティブ関連 産業	G情報通信業	38放送業	—
		39情報サービス業	—
		40インターネット付随サービス業	—

		ス業	
		4 1 映像・音声 ・文字情報制作 業	—
	L 学術研究，専 門・技術サービ ス業	7 2 専門サービ ス業（他に分類 されないもの）	7 2 6 デザイン 業 7 2 7 著述・芸 術家業
		7 3 広告業	—
		7 4 技術サービ ス業（他に分類 されないもの）	7 4 2 土木建築 サービス業 7 4 3 機械設計 業 7 4 6 写真業
製造業	E 製造業	—	—
物流運輸業	H 運輸業，郵便 業	4 4 道路貨物運 送業	—
		4 7 倉庫業	—
		4 8 運輸に付帯 するサービス業	—
農業	A 農業，林業	0 1 農業	—

備考

大分類、中分類及び小分類の各区分は、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）の定めるところによるものとする。